

議案第 3 1 号

市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市斎場の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 1 4 条 市長は、斎場の管理を指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可を行うこと。
- (2) 使用料を徴収すること。
- (3) 第 3 条に規定する事業を行うこと。
- (4) 特別の設備を設け、又は原状を変更しようとする場合に承認を行うこと。
- (5) 使用の停止及び使用の許可の取消しを行うこと。
- (6) 入場を禁じ、及び退場を命ずること。
- (7) 施設等の維持管理を行うこと。

(8) その他前各号に掲げる業務を行うに当たり必要な行為をすること。

- 3 指定管理者が行う斎場の管理の基準は、市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第2号）に定めるもののほか、第4条、第6条から第8条まで、第10条及び第11条に定めるところによる。この場合において、これらの規定の適用については、第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条ただし書及び第7条第1項ただし書中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第8条第1項、第10条及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 市川市斎場の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に係る指定の期間の始期の日前に改正前の第4条第1項に規定する市長からの使用の許可を受けているものは、同日以後は、改正後の第14条第3項の規定により適用される改正後の第4条第1項の規定により指定管理者から使用の許可を受けたものとみなす。

理 由

斎場の管理を指定管理者に行わせることとするため、指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。